

エコマーク商品類型No.143

「靴・履物Version1.7」

認定基準書

—適用範囲—

分類A.革靴

分類B.ゴム製・プラスチック製・繊維製靴

分類C.その他の履物(和風履物、スリッパ、サンダル等)

制定日 2008年12月 1日
最新改定日 2019年 4月 1日
有効期限 2025年11月30日

(公財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型No.143「靴・履物Version1.7」認定基準書

分類C. ～その他の履物（和風履物、スリッパ、サンダル等）～

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

“靴”は、外出の際には必ず使用する製品であり、室内においても使用頻度が高い製品であることから、一般消費者にとって最も身近な製品のひとつである。使用頻度が高いため、長期的に使用可能な構造であることが望まれるほか、肌に触れる機会が多い製品であることから、人体にできるだけ影響が少ないことが消費者の関心の高い品質項目である。こうした靴に対する消費者の要望は、廃棄物の削減や有害化学物質の低減にも深く関わっている。消費者が求める環境性能をエコマークとして取り上げることで、消費者の商品選択における判断材料として「環境価値」のウエイトが高まっていくことが期待される。そこで、本商品類型では、主に「長期使用設計」「有害化学物質の低減」「環境負荷の低減に資する原材料」の三点の環境負荷低減効果に取り組んでいる“靴”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

また、現在の靴に対する消費志向は、デザイン性の高い商品や履き心地のよいソフトな素材を使用した商品を好む傾向があり、長く使うことがそれほど重要視されていないという現状もある。“靴”に関しては、手入れや修理等を実施することで、長期的な使用が可能になることも多いため、適切なメンテナンスをして長く使うという習慣がより浸透していくことが望まれる。そのため、エコマークでは“靴”の長期使用設計として製品の強度の他に、長期使用を可能にするために必要な修理体制の整備、適切な手入れや保管に関する情報を消費者に対してわかりやすく伝えることも重要であるという考えに基づき、基準を策定した。

2. 適用範囲

「日本標準商品分類」に基づく「履物」のうちサンダル、和風履物、スリッパなど。

3. 用語の定義

共通基準に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。

プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
リサイクル	マテリアルリサイクルのことをいい、材料としてのリサイクルを指す。エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化を含まない。ただし、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーは、マテリアルリサイクルに含む。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
合成皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもののうち、基材に <u>特殊不織布以外</u> のものを用いたもの。
人工皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもののうち、基材に <u>特殊不織布</u> を用いたもの。
特殊不織布	ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタンまたはそれに類する可撓（かとう）性を有する高分子物質を含浸させたもの。
靴に関する用語	
甲材	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号1～6のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲、バックステールの部分に該当する部位。
裏材	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号7、8の先裏、腰裏の部分に該当する部位。
中敷	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号32の部分に該当する部位。
中底	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号15の部分に該当する部位。
表底	JIS S 5050「革靴」の付表1「各部の名称」番号14の部分に該当する部位。
付属品	ファスナー、中敷、金具、ひもをいう。
革に関する用語	
革	銀付き革（毛付き革を含む）および床革をいう。
銀付き革	銀付き面を有する革であって、皮膚断面構造（銀面層、網状層）を損なっておらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。
床革	革を層状に分割したときに生ずる肉面側の残革を再

	利用した革であって、革繊維構造を損なって（粉碎などして）おらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。
エコレザー	重金属の溶出、ホルムアルデヒドの溶出、発癌性染料の使用制限など有害物質等に関する一定の基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料をさす。日本のJSGラベル（実用化に向け検討中）やドイツのSGラベル、エコテックススタンダード100、EU靴ラベルなどが知られている。
繊維に関する用語	
未利用繊維	コットンリッター、紡績時に発生する短繊維（同グレードの糸としては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とするもの）、廃植物繊維質から取り出した繊維（バナナ繊維など）など、未利用原料を用いた繊維。
コットンリッター	綿の繊維のうち、開花後4～12日頃に遅れて突起をはじめた短い地毛。
廃植物繊維質	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。
リサイクル繊維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料からリサイクルされた繊維。リサイクルの方法により、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維、その他のリサイクル繊維（故繊維から直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルされた繊維）がある。
故繊維	不要になった中古衣類を含む廃繊維製品類。家庭や事業所から回収される使用済みの古着、古布である「ボロ」と、織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずなどの製造工程から発生する「屑繊維」の両方を指す。
反毛繊維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故繊維を反毛機で解きほぐし、綿状に戻した繊維。
ポリマーリサイクル繊維	合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレークまたはペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルされた繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステルなどの合成樹脂または合成繊維の再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。
繊維由来リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維のうち、故繊維を主原料としたリサイクル繊維。プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故繊維を原料として対象とするが、ポストコン

	シューマ材料の故繊維を受け入れてリサイクルしている実績がある場合に限る。繊維化までの一連のリサイクル工程に投入される主たる再生原料が故繊維であれば、投入される再生原料の一部に廃プラスチックが含まれる場合でも、投入される再生原料の全量を故繊維由来とみなすことができる。
植物由来合成繊維	植物由来プラスチックを原料とする合成繊維。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	単一若しくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子化合物。
再生プラスチック	ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなるプラスチック。
植物由来プラスチック	植物を原料とするバイオベース合成ポリマーからなるプラスチック。 なお、本認定基準では、ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)を対象とする。
バイオベース合成ポリマー	全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的および／または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO 16620-1 3.1.4に定義される biobased synthetic polymer を指す(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es) Wholly or partly from biomass resources)。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品（または認定基準で指定する部分）に占めるバイオベース合成ポリマー中のバイオマス資源由来部分の割合。でんぷん等の天然ポリマーは含まれない。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
ゴムに関する用語	
再生ゴム	使用済みのタイヤ、チューブなどのポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料。
木材に関する用語	
再・未利用木材	以下に定義する間伐材、廃木材、低位利用木材をいう。(本商品類型では建設発生木材を除く。)
間伐材	林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の個体密度を調整する作業により生産される木材。
廃木材	使用済みの木材（使用済み梱包材など）、木材加工工場などから発生する残材（合板・製材工場などから発生する端材、製紙未利用低質チップなど）、剪定した枝、樹皮などの木材および木質材料。
低位利用木材	林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害などを

	<p>受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材。また、竹林で産出される環境保全上の適切な維持管理のために伐採する竹も含む。</p> <p>なお、小径材については、末口径14cm未満の木材とし、以下のaあるいはbに該当する場合は、中立的な第三者あるいは公的機関によって、持続可能な管理がなされている森林であることの認証を受けているものとする。</p> <p>a. 天然生林から産出された丸太から得られる小径材</p> <p>b. 人工林において皆伐、郡状拓伐および帯状拓伐によって産出された丸太から得られる小径材</p>
廃植物繊維 (木材料区分)	もみがらなどの農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣、および麻袋などの使用済み梱包材など。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、(社)日本皮革産業連合会が運営するJESラベルの認定を受けた革材料は、該当する基準項目のうち4-1.(1)および(11)～(16)の証明方法は、JESラベルの認定証の写しなどを提出することで証明に代えることができる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 環境に関する共通基準と証明方法

- (1) 製品に革材料を使用する場合は、牛革、豚革、羊革、馬革または山羊革であって、かつ、肉（食料）の副産物であること。

【証明方法】

甲材(鼻緒を含む)、裏材、中敷(中敷がない製品は足裏が接触する部材)、表底に使用する材料を記載した使用材料証明書を提出すること。また、革材料について、製革業者が発行する原料供給証明書を添付すること。

- (2) 製品全体の質量または表面積の50%以上を占める部材(部品)に表1のいずれかの材料を使用し、基準配合率を満たしていること。

表1 製品全体の質量/表面積の50%以上を占める部材の材料区分の総質量における基準配合率

材料区分	材料名	基準配合率(質量%)
繊維	未利用繊維、反毛繊維	10%以上
	ポリマーリサイクル繊維、 ケミカルリサイクル繊維	40%以上 繊維由来リサイクル繊維

		は25%以上
	無漂白綿、酸素系漂白綿（過酸化水素、オゾンなど） かつ、蛍光増白剤の使用がない （表2-1も満たすこと）	70%以上
	オーガニックコットン、 オーガニックコットン（転換期） （注1参照）	30%以上
	植物由来合成繊維 （PE、PET、PLA、PTTを対象とする）	25%以上 かつ、バイオベース合成 ポリマー含有率10%以上
プラスチック	再生プラスチック	20%以上
	植物由来プラスチック （PE、PET、PLA、PTTを対象とする）	バイオベース合成ポリマー含有率25%以上
ゴム	再生ゴム	20%以上
木材	間伐材、廃木材、低位利用木材、廃植物繊維	100%

（注1）オーガニックコットンはトレーサビリティが取れており、申込製品または申込製品の製造事業者が直接供給を受ける糸や生地について、認証機関による証明が可能なものであること。オーガニックの要件はEC規則、USDA/NOP（米国農務省 National Organic Program）またはIFOAM（国際有機農業運動連盟）認定プログラムなどと同等の基準要件に従ったものとし、転換期のオーガニックコットンも含む。

（注2）人工皮革、合成皮革に上記材料を使用する場合は、繊維の基準配合率を適用する。

表2-1 無漂白、酸素系漂白の追加要件

<p><無漂白、酸素系漂白共通> 糊抜き、精練および漂白の工程において、従来の工程（アルカリ精練、塩素系漂白または過酸化水素（アルカリ）漂白）と比較して、化学物質の使用量を増加させることなく、処理に要するエネルギー使用量（CO₂排出量）を削減する取組を行っていること（工程全体として削減されていれば、いずれかの工程における取組でよい）。</p>
<p><無漂白の場合> 糊抜き、精練の工程において、表2-2の水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。</p>
<p><酸素系漂白の場合> 糊抜き、精練および漂白の工程において、漂白薬剤を除き、原則として表2-2の水生環境に有害な化学物質の使用がないこと。ただし、従来の工程（アルカリ精練、過酸化水素（アルカリ）漂白）と比較して、CO₂排出量を30%以上削減している場合に限り、従来の工程で使用されていた水生環境に</p>

有害な化学物質については、使用量を削減し、該当する成分を繊維中および排水中に残さないことでも可とする。

表 2-2 水生環境に有害な化学物質

<p>水生環境に有害な化学物質は、以下に区分されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「GHS化学品の分類および表示に関する世界調和システム」による以下の区分 <ul style="list-style-type: none"> 【GHS】 H400：水生生物に強い毒性 H410：長期的影響により水生生物に非常に強い毒性 H411：長期的影響により水生生物に毒性 ・EU「リスクフレーズ（Direction 67/548/EEC）」に基づく以下の分類 <ul style="list-style-type: none"> 【Rフレーズ】 R50：水生生物に強い毒性がある R51：水生生物に毒性がある R52：水生生物に有害性がある R53：水生環境中で長期悪影響を引き起こすおそれがある
<p>上記区分が明らかでない薬剤については、以下の条件を満たすことが確認できる薬剤、またはGlobal Organic Textile Standard（GOTS）において使用が認められている薬剤を使用可とする。</p> <p>経口毒性 $LD_{50} > 2000 \text{mg/kg}$ かつ以下のいずれかに適合 水生生物毒性 LC_{50}、EC_{50}、$IC_{50} > 100 \text{mg/L}$以上 または 生分解度70%以上の場合 水生生物毒性LC_{50}、EC_{50}、$IC_{50} > 10 \text{mg/L}$ または 生分解度95%以上の場合 水生生物毒性LC_{50}、EC_{50}、$IC_{50} > 1 \text{mg/L}$</p>
<p>使用可能な薬剤例： 酵素、クエン酸、酢酸、グルコン酸ソーダ、ソーダ灰、陰・陽・非イオン活性剤（天然脂肪酸のバルミチン酸Na、オレイン酸Na、ステアリン酸Na、ダウリン酸Naなど、または上記条件を満たす界面活性剤）</p>

【証明方法】

当該部材(部品)における表1の材料の質量割合を記載した証明書、および以下の原料証明書を提出すること。

未利用繊維またはリサイクル繊維を使用する場合は、未利用・再生材料の詳細、再生方法、配合率、管理方法などを記載した、繊維材料供給事業者の発行する原料証明書を提出すること。繊維由来リサイクル繊維の基準を適用する場合は、直近1年間程度の再生材料の受入量（投入量）とその内訳（故繊維、その他廃プラスチックなど）の実績、およびポストコンシューマ材料の故繊維の受入れ体制と実績についても報告すること。

無漂白または酸素系漂白の綿を使用する場合は、糊抜き、精練、漂白の工程におけるエネルギー使用量の削減の取り組みと、使用薬剤の種類および使用量を記載した、工程を担当する事業者の発行する原料証明書を提出すること。使用可能な薬剤例に記載のない薬剤を使用する場合は、表2-2の有害性に該当しないことがわかる資料（安全データシート（SDS）など）も併せて提出すること。CO₂ 排出量の30%以上削減に該当する場合には、CO₂排出量

の比較結果と水生環境に有害な化学物質の処理の説明資料についても提出すること。

オーガニックコットンを使用する場合は、オーガニックコットンの質量割合の証明書、第三者機関の認証書を提出すること。申込製品について認証を受けていない場合は、生地段階以降の繊維材料の認証書、その認証品の出荷状況（商取引証明書など）および認証品の使用割合と管理方法を説明した証明書を提出すること。

材料がプラスチックまたはゴムである場合は、再生材料の原料事業者（再生材料回収事業者など）が発行する原料証明書を提出すること。

材料が木材である場合は、原料事業者（木材伐出事業者など）が発行する、当該原料が再・未利用木材、廃植物繊維のいずれかであることの原料証明書を提出すること。ただし、原料事業者が10社を超える場合、原料取引量上位10社の証明書を提出すればよい。

原料に間伐材を使用する場合は、産地、樹種、数量、植栽年を記載した産地証明書と対象となる林分の写真（間伐が行われたことがわかるもの）を提出すること。間伐率や何回目の間伐かといった情報もできる限り報告すること。

原料に低位利用木材を使用する場合は、以下について記載した証明書を提出すること。

- ・森林の種類（天然生林、人工林など）、産地、樹種。人工林の場合は、植栽年についても記載すること。
- ・どのような状況（病中獣害・災害を受けた、曲がり材あるいは小径材である、など）で産出された木材であるか。小径材については施業方法、末口径などを報告すること。

これに加えて、用語の定義で規定するaまたはbに該当の場合は、第三者による持続可能な森林であることの認証を受けたことを証明する書類を併せて提出すること。当該森林認証は、以下の表を満たしているものであること。

表 森林認証について

認証の基準について	<p>経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ21および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。</p> <p>確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。</p> <p>全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。</p>
認証システムについて	<p>認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。</p>
認証組織・団体について	<p>公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。</p>

また、低位利用木材のうち、原料に竹を使用する場合は、以下について記載した証明書と竹林の周辺の写真または地図を提出すること。

- ・竹の種類、産地、周辺の状況、環境保全上の適切な維持管理のための伐採であることの説明、管理計画、数量。

植物由来プラスチックを使用する場合は、当該部材(部品)におけるバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。植物由来合成繊維を使用する場合は、当該部材(部品)における植物由来合成繊維の質量割合およびバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書、繊維材料供給事業者または原料樹脂供給者が発行する植物由来合成繊維材料におけるバイオベース合成ポリマー含有率を記載した原料証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック(原料樹脂)については、ISO16620-2またはASTM D6866に規定される14C法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。

また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
- ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査

または認証を受けていることの証明書

いずれの原料も、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料証明書、バイオベース炭素含有率の測定結果、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持についての証明書に代えることができる。

(3) 植物由来プラスチックまたは植物由来合成繊維を使用する製品は、以下aおよびbの要件を満たすこと。

- a. 植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表1のチェックリストに適合すること。
- b. 植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】

- a. 栽培地(国、州、市等)から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン(フロー図等。精製、発酵等を含む)、および別表1への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること。
- b. 植物由来プラスチック(原料樹脂)のLCA評価の結果を提出すること(既存の論文等を参照することでもよい)。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出すること。

中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該中間製品の「ブランド名」、「認定番号」、「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、本証明に代えることができる。

(4) 製品に使用する接着剤(エンジニアリングウッドに含まれる接着剤を含む)のホルムアルデヒドについて、 $5 \mu \text{g}/(\text{m}^2 \cdot \text{h})$ 以下の放散速度、 $0.3 \text{mg}/\text{l}$ 以下の発散量、あるいは4-1-2(19)表9の基準値以下のいずれかであること。ただし、ホルムアルデヒドを発散する原材料を使用していない接着剤については本

項目を適用しない。

【証明方法】

製品に使用する全ての接着剤を使用接着剤証明書に記載し、提出すること。エンジニアリングウッドについては、使用有無を付属証明書に記載すること。また、JIS A 1901による放散速度の試験結果、JIS A 1460による発散量の試験結果、厚生省令第34号に定める試験結果、あるいは基準値以下であること(F☆☆☆☆等級など)が記載された認定書またはMSDSなどの証明書を提出すること。ホルムアルデヒドを発散する原材料を添加していない接着剤については添加のないことについて、接着剤製造事業者または申込者の発行する証明書を提出すること。

- (5) 水系の接着剤を使用する場合は、防腐剤に関して安全性が確認されていること。

【証明方法】

水系の接着剤は、防腐剤の添加の有無について、接着剤製造事業者または申込者の発行する証明書を提出すること。防腐剤については、防腐剤の安全性を示すMSDSなどの証明書、CAS登録番号を提出すること。

- (6) 抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク等の認証を受けた製品であること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

- (7) 天然ゴムまたは金属（金具、ファスナー、飾り部分等、めっきを含む）を使用する製品は、ラテックスアレルギーや金属アレルギーに関する情報、および使用する金属の種類を製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどのいずれかに明示していること。ただし、人体への接触頻度が少なく、かつ汗などによりアレルギー成分が染み出て人体に長時間触れる可能性がない部分に使用する場合は、アレルギーを持つ人への情報提供として、素材名、アレルギーに関する情報のいずれか、または両方を表示すること。

【証明方法】

上記の情報を記載した該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。

人体への接触頻度が少なく、かつアレルギー成分が染み出て人体に長時間触れる可能性がない部分に使用する場合は、その旨を説明した文書を提出すること。

記載例(天然ゴム);「本製品は天然ゴムを使用しています。体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがあります。異常を感じたら、ご使用をおやめください。」

記載例(金属);「この製品は、飾り部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください(素地:真鍮、表面仕上げ:ニッケル-クロムめっき)」

- (8) 製品本体、製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどのいずれかに、以下のa~dについて記載していること。なお、甲皮に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂またはこれらの混合物を使用したもので、甲皮と本底とを接着剤により接着したものは、家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規定に従うこと。

- a. 製品の各材料(甲材、表底、中敷など)の素材名
- b. 手入れ方法、保管方法(特に表底にポリウレタンを使用した靴には、「表底にポリウレタンを使用しています。湿気により経年劣化を起こすことがありますので、通風のよい場所に保管してください。」などの記載をすること。)
- c. 靴の製造年月(表底にポリウレタンを使用している場合)
- d. エコマーク認定とされた主旨について、エコマーク表示付近などに以下の情報を1項目以上(エコマークを表示する場合)
 - ・有害物質の低減(例.ホルムアルデヒド、重金属等の有害物質を低減しています。)
 - ・表1の材料の使用(例.表底に〇〇を使用しています。)

【証明方法】

上記の情報を記載した該当部分(写しまたは原稿でも可)を提出すること。

- (9) 製品及び製品の包装に使用されるプラスチック材料(本項では繊維としての樹脂を含む)は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として使用していないこと。ただし、製品にハロゲン元素の使用がある場合は、使用済み製品のプラスチック部分の70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の70%以上が、マテリアルリサイクルされること。

【証明方法】

製品及び包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の使用有無を付属証明書に記載すること。使用がある場合は、廃棄時に回収とリサイクルが行われること、回収率、マテリアルリサイクル率を証明した文書および回収方法（連絡先、回収・リサイクルをする旨の記載など）を記載した取扱説明書、ラベル、カタログなどのコピー（原稿可）を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

- (10) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)

b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)

1)工場が立地している地域に係する環境法規等の一覧

2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)

3)記録文書の保管について定めたもの

4)再発防止策(今後の予防策)

5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

甲材(鼻緒を含む)、裏材、中敷(中敷がない製品は足裏が接触する部材)の各

材料が、以下のA～Eのうち該当する材料に関する基準を満たすこと。ただし、当該部位における表面積が大きいものから順に合計し、当該部位の表面積の70%以上を構成する材料について適用する。ボタン、ひも、縫糸および縁取りなどの小付属には適用しない。なお、人工皮革、合成皮革は繊維材料に関する基準を適用する。

A.革材料

- (11) 革材料は、カビ・魚・石油・芳香剤などの異常臭がないこと。「異常臭がない」とは、5段階官能パネル法(ドイツ工業品標準規格DIN10955またはスイス国家規格SNV195651)に従って測定した臭気試験の結果が等級3以下であることとする。

【証明方法】

革材料からの臭気について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。

- (12) 染色堅ろう度は、表3で定める基準値に適合すること。なお、甲革は乾燥試験のみ、裏革、中敷(中敷がない製品は足裏が接触する部材)は乾燥試験および湿潤試験を行うこと。ただし、甲革に裏革がつかない場合は、肉面側に対する試験を行い、銀面の乾燥試験および湿潤試験の等級に従うこと。

表3 染色堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3-4級	2-3級	ISO11640 /IUF450
ナチュラル仕上げ濃色革	2-3級	2級	
ナチュラル仕上げ淡色革	3-4級	2-3級	
ナチュラル無染色無塗装革(素上げ革)	3-4級	3-4級	

【証明方法】

革材料の染色堅ろう度について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方(同一工程、使用薬品)で色のみが異なる場合、色ごとに試験を行うものとする。エンボスやプリーツ加工を行う場合、加工ごとに試験を行うものとする。

- (13) 革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出は、対象製品ごとに表4に示す基準値に適合すること。

表4 ペンタクロロフェノール(PCP)の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
ペンタクロロフェノール(PCP)	0.05mg/kg以下	0.5mg/kg以下	IULTCS-IUC25

【証明方法】

革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。

- (14) 革材料は、アゾ系色素の分解により生成する発癌性芳香族アミン（別表2の①）の溶出が、表5に示す基準値に適合すること。また、別表2の②に定める発癌性染料を処方構成成分として添加していないこと。

表5 発癌性芳香族アミンの溶出基準

物質名	基準値	試験方法
発癌性芳香族アミン	検出せず	ISO17234-1 ISO17234-2

【証明方法】

革材料からの発癌性芳香族アミンの溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。また、革材料に発癌性染料を処方構成成分として添加していないことについて、製革業者が発行する証明書を提出すること。

- (15) 革材料からの重金属の溶出は、対象製品ごとに表6に示す基準値に適合すること。

表6 重金属の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.8 mg/kg以下	0.8mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
六価クロム	検出せず	検出せず	IUC18 ISO17075
総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1

【証明方法】

革材料からの重金属の溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色材に関する鉛、カドミウム、コバルト、クロムについては色ごとに試験を行うものとする。

- (16) 革材料のホルムアルデヒドの溶出は、対象ごとに表7の基準値に適合すること。

表7 ホルムアルデヒドの溶出基準

物質名	対象			試験方法
	乳幼児 (36ヶ月未満)	成人 (皮膚接触*1)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	16mg/kg以下	75mg/kg以下	300mg/kg以下	厚生省令第34号 IUC19 JIS L1041 ISO17226-1,2

*1・・・直接足に触れる部材

【証明方法】

革材料のホルムアルデヒドの溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。

B. 繊維材料（人工皮革、合成皮革材料を含む）

- (17) 繊維材料に使用する染料、顔料において、別表3に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

染色工場（原着、プリント含む）による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準（日本繊維産業連盟）」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表3に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書（確認書類のサンプルを含む）でもよい。

- (18) 繊維材料は、製品の各種加工（防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないように十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、表8の基準値に適合すること。

表8 繊維材料加工剤の基準

物質名	基準値	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出されないこと	厚生省令第34号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm以下	厚生省令第34号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品

PFOS	1 μ g/m ² 以下	CEN/TS15968:2010 ISO25101 OekoTex	フッ素系撥水剤、 はっ油剤、防汚加 工剤が使用され ている製品
PFOA			
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt%以下	EN15777:2009 厚生省告示370号 OekoTex	乳幼児用製品で プリントがされ ている製品

【証明方法】

申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、表8の対象物質の不使用を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。

- (19) 繊維材料のホルムアルデヒドの溶出は、対象ごとに表9の基準値に適合すること。

表9 ホルムアルデヒドの溶出基準

物質名	対象			試験方法
	乳幼児 (24ヶ月以下)	成人 (皮膚接触*2)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	16 μ g/g以下	75 μ g/g以下	300 μ g/g以下	厚生省令第34号

*2・・・直接足に触れる部材

【証明方法】

繊維材料のホルムアルデヒドの溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。

C. プラスチック材料

- (20) プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物および再生プラスチック材料の有害物質については、ISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EEC EN71 - 3）などの重金属の基準値に適合すること。

【証明方法】

プラスチック添加物および再生プラスチック材料について第三者試験機関などにより実施されたISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EEC EN71 - 3）または環境庁告示第46号に定めるカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの溶出試験結果を提出すること。あるいは、プラスチック製造事業者および成型事業者による、業界自主基準などによって定められたポジティブリストに登録さ

れたものを使用していることの証明書を提出することでもよい。

- (21) プラスチック材料の製造時に、別表4に掲げる特定フロン（CFC5種）、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（HCFC）を使用しないこと。

【証明方法】

プラスチック材料の製造事業者が発行する証明書を提出すること。

D. ゴム材料

- (22) ゴム材料の有害物質については、ISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EEC EN71 - 3）などの重金属の基準値に適合すること。

【証明方法】

第三者試験機関により実施されたISO 8124 - 3（一致規格：88/378/EEC EN71 - 3）または環境庁告示第46号に定めるカドミウム、鉛、水銀、六価クロムの溶出試験結果を提出すること。ただし、ポストコンシューマ材料を使用しておらず、すべての原材料について、該当する重金属を処方構成成分として添加していない場合、その重金属については、ゴム材料製造事業者および申込者による、基準に適合することの証明ができる書類を提出することでもよい。

E. 木材料

- (23) 木材保存剤（木材防虫剤および木材防かび剤）を処方構成成分として使用していないこと。

【証明方法】

木材防虫剤および木材防かび剤の使用有無を付属証明書に記載すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (24) 製品の品質については、業界または自社の品質基準に適合していること。
なお、ハイヒール靴の品質については、ヒールの強度(取付強さ、衝撃強さ等)を必要項目とする。

【証明方法】

該当する品質規格、品質基準を提示のうえ、それに適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることについて、製品を製造する工場の工場長あるいは品質管理者の発行する証明書を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)はブランド名ごと且つ、別表5の5桁分類ごととする（日本標準商品分類「中分類80：履物」に基づく5桁分類より）。製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2008年12月 1日	制定 (Version1.0)
2010年 4月 20日	改定 (Version1.1) 分類A、Cの革の用語の定義、革に関する基準
2011年 3月 1日	改定 (Version1.2) マーク表示について
2011年11月 1日	改定 (Version1.3) 革材料の試験方法の引用規格改定に伴う表記変更、染色堅ろう度の証明方法の変更
2012年12月 1日	改定 (Version1.4) 難燃剤、抗菌剤の規定変更
2014年 2月 1日	改定 (有効期限延長)
2016年 6月 1日	改定 (Version1.5) 植物由来プラスチック、植物由来合成繊維に関する基準項目を追加。用語の定義、繊維に関する別表2の材料および有害物質の基準、革材料のアゾ系色素に関する基準の改定
2017年 4月 1日	改定 (Version1.6) 植物由来プラスチックの種類追加、マーク表示の改定
2017年 9月 1日	改定 (Version1.7) 表7におけるPFOAの基準値改定

2019年 1月 7日	有効期限延長
2019年 4月 1日	改定（マーク表示方法）
2025年11月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1 植物由来プラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティに関するチェックリスト

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
1	地球温暖化の防止, 自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、直近10年以内に森林からの土地改変が行われていないか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の土地改変に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外 (不使用)	<input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []
3	土地の酸性化・富栄養化, 水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 (該当する全ての項目に☑)
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/	<input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令（取水制限など）を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []
5	再生資源の利用, 食糧との競合回避	植物由来プラスチック（原料樹脂）の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外 (入手不可)	使用する再生資源名 [] 再生資源の発生量・割合 []
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外 (左記に該当しない)	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源（例えば、バガスやバイオガスなど）や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	エネルギー名と活用方法 []
8	法令順守	植物由来プラスチック（原料樹脂）製造を行う工場が立地している地域などの法令に従い、工場における排水の管理が行われているか。	樹脂製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	工場排水の管理について説明した資料を添付すること。

別表2

使用が禁止される染料・顔料リスト（革）

① 発癌性芳香族アミン

CAS.No	物質名
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

② 発癌性染料5種

CAS.No	C.I.	
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235

別表3

使用が禁止される染料・顔料リスト（繊維）

- ①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系色素（JIS L 1940-1 およびJIS L 1940-3（ISO24362-1、ISO24362-3、あるいはEN 14362-1、EN14362-2）により下記の芳香族アミンの検出値が30mg/kgを超えて検出されるもの）

CAS No	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

- ② 発癌性染料

CAS No	名称	
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

- ③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
	C.I. DISPERSE BLUE 106	

	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
	C.I. DISPERSE BLUE 102	
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375
	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
	C.I. DISPERSE BROWN1	

別表4

特定フロン (CFC 5種)	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のCFC	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
代替フロン (HCFC)	1,1,1-トリクロロエタン
	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン

別表5 対象製品分類(日本標準商品分類より)

中分類	商品項目名					エコマーク商品類型 No. 143「靴・履物」におけるA～C分類	
80. 履物	801 革靴（スポーツ専用靴を除く。）	8011 一般用革靴	80111 男子用革靴	801111 総革靴		A	
				801112 甲が革で底が他の材料の靴			
				801119 その他の男子用革靴			
			80112 女子用革靴	801121 総革靴			
				801122 甲が革で底が他の材料の靴			
				801129 その他の女子用革靴			
			80113 子供用・幼児用革靴	801131 子供用革靴	8011311 総革靴		
					8011312 甲が革で底が他の材料の靴		
					8011319 その他の子供用革靴		
				801132 幼児用革靴 （サイズは10.5～14）	8011321 総革靴		
		8011322 甲が革で底が他の材料の靴					
		8011329 その他の幼児用革靴					
		80119 その他の一般用革靴					
		8012 作業用革靴	80121 総革靴				
	80122 甲が革で底が他の材料の靴						
	80129 その他の作業用革靴						
	8019 その他の革靴 （スポーツ専用靴を除く。）						
802 ゴム製履物（サイズは総ゴ	8021 地下たび			C			
	8022 ゴム底布靴	80221 一般用ゴム底布靴		B			

ムスリッパ及びサンダルを除き革靴と同じ、スポーツ専用革靴を除く。)		80229 その他のゴム底布靴			B
	8023 総ゴム靴	80231 長靴及び雨靴			
		80232 短靴及び浅靴			
		80239 その他の総ゴム靴			
8024 総ゴムスリッパ・サンダル	80241 総ゴムスリッパ			C	
	80242 総ゴムサンダル				
8029 その他のゴム製履物(サイズは総ゴムスリッパ及びサンダルを除き革靴と同じ。スポーツ専用革靴を除く。)					
803 プラスチック製履物(スポーツ専用靴を除く。)	8031 プラスチック製履物(張り付け式)	80311 一般用プラスチック靴(サイズは革靴と同じ。)	803111 男子用靴	8031111 総プラスチック靴	B
				8031112 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	
				8031119 その他の男子用靴	
			803112 女子用靴	8031121 総プラスチック靴	
				8031122 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	
				8031129 その他の女子用靴	
			803113 子供用・幼児用靴	8031131 総プラスチック靴	
				8031132 甲がプラスチックで底が他の材料の靴	

					8031139 その他の子供用・幼児用靴	B
			80312 プラスチックサンダル			C
			80319 その他のプラスチック製履物（張り付け式）			B
	8032 プラスチック製履物（射出成型式）	80321 底がプラスチックで甲が布製の靴（サイズは革靴と同じ。）	803211 一般用の靴			
			803219 その他の底がプラスチックで甲が布製の靴			
		80322 底がプラスチックで甲がプラスチック製の靴（サイズは革靴と同じ。）	803221 一般用の靴			
			803229 その他の底がプラスチックで甲がプラスチック製の靴			
	80323 総プラスチック製靴	803231 長靴及び雨靴	803231			
			803232 短靴及び浅靴			
			803233 その他の総プラスチック製靴			
		80329 その他のプラスチック製履物（射出成型式）				
	8039 その他のプラスチック製履物（スポーツ専用靴を除く。）					
804 スポーツ専用靴	8041 スパイク靴及びこれに準ずる靴	80411 陸上競技靴				
		80412 ゴルフ靴				
		80413 野球靴				
		80414 ラグビー靴				
		80415 サッカー靴				
		80416 アメリカンフットボール靴				
		80419 その他のスパイク靴及びこれに準ずる靴				
		8042 スポーツ専用平底靴	80421 バレーボール靴			
		80422 バスケット靴				
		80423 テニス靴				

AまたはB

		80424 ボウリング靴			AまたはB
		80425 ダンス靴			
		80426 ヨット靴			
		80427 ゲートボール靴			
		80428 体操靴			
		80429 その他のスポーツ 専用平底靴			
	8043 スポーツ用特 殊靴	80431 アイススケート靴			
		80432 ローラースケート 靴			
		80433 スキー靴			
		80434 登山靴			
		80435 乗馬靴			
		80439 その他のスポーツ 用特殊靴			
	8049 その他のスポ ーツ専用靴				
805 和風履物	8051 下駄	80511 男子用下駄			C
		80512 女子用下駄			
		80513 子供用下駄			
		80519 その他の下駄			
	8052 草履	80521 男子用草履			
		80522 女子用草履			
		80523 子供用草履			
		80529 その他の草履			
	8059 その他の和風 履物				
	806 家庭用ス リッパ (ゴム製 スリッパ を除く)				
809 その他の 履物					